

○平成 30 年度 9 月 和歌山県議会定例会（関連部分抜粋）

（平成 30 年 9 月 18 日）

【中本浩精議員 質問（自由民主党県議団）】

I R 整備法が本年 7 月に成立し、当初の認定数が 3 か所とされ、誘致を推進する各自治体の動きが本格化する中、本県においても推進体制の整備を発表したが、改めて知事の意気込みについて伺う。

【知事答弁】

議員ご発言のとおり、「特定複合観光施設区域整備法」いわゆる I R 整備法が成立し、認定申請までのスキーム等が示されました。

確かに、区域認定数が 3 となったことで、今後自治体間の競争となるわけですが、和歌山は候補地として事業者から大変人気が高く、法律が目的とする国際観光の振興に資する良い区域整備計画を作成して選定されるようにしたいと考えております。

先般行った R F I、これは投資意向調査というものでございますが、これにおいても、海外事業者 7 社、国内事業者 26 社、計 33 社の事業者から提案があり、本県 I R に対する関心の高さを改めて感じた次第でございます。

今般の「I R 推進室」の設置につきましては、法律が成立したことを受けまして、「基本構想の改訂」それから「実施方針の策定」「区域整備計画の作成」に向けた動きを加速するため推進体制を整備したものでございます。

また、「和歌山県 I R 誘致推進プロジェクトチーム」につきましては、ギャンブル依存症対策や、反社会的勢力の排除、青少年の健全育成、交通インフラの整備などといった I R 誘致に係る課題等に対する専門分野からの知見も集約し、その解決に向けた施策を効率的に立案する目的で設置したものでございます。また、例えば、地元産品の調達とか、あるいは、他の観光施設との連携とか、運輸企業との関係とか、そういうものについても、全体的な視野から、これを推進していく必要があると思っております、このプロジェクトチームの諸君には期待をしているわけでございます。

I R の導入は、地域の活性化に有効な方策であり、その雇用創出や経済成長、これに伴う人口減少抑制などの効果が大きいと思っております。「和歌山も暮らしていけるんだから、I R などというものに手を出さないでも、このままいけるとちゃうか」という意見をお持ちの方も結構いらっしゃるんです。しかし、このまま何もしなければ、すなわち、新しい要素を追加していかなければ、一般的に、経済はずるずると後退していくものでございます。このことは、和歌山が近年たどってきた歴史から明らかであります。例えば、「高速道路なんかなくても大丈夫や」、あるいは地場産業があるから、これ栄えておりましたんで「新しいものに来てもらわんでも大丈夫や」というようなことが一般的であったかもしれませんが、その結果、時代から取り残されたものもあるんじゃないかというふうに思います。今どきの日本であの大きさの投資可能性はないと言ってもいいと思います。従って、成長戦略のひとつとして、I R という新たな要素を取り入れることは、将来の和歌山に対する我々の責任ではないかと、そんなふうに思っております。

ただし、成長に資するからと言って副作用的な弊害をないがしろにするようではいけないと私は思っております。弊害には必要な手当を施し、それを除去しながら、将来の和歌山県の発展のために誘致活動に取り組んでいくということでございまして、それがちゃんと出来そうだから、推進しているわけでございます。

県としては、国に認定されるよう、良い区域整備計画を作成することに全力を挙げる所存でございます。

【中本浩精議員 質問】

和歌山市のマリーナシティに I R を誘致して、県域全域にどのようにして恩恵をもたらすのか。

【企画部長答弁】

I R は裾野の広い様々な産業により運営される複合観光施設であり、誘致によりもたらされる経済効果、雇用効果はこれまでにない規模となります。その効果は I R 施設内に留まるものではなく、施設外の商業や飲食サービス業、宿泊業等にも波及し、県全体に大きな波及効果をもたらします。

県内に波及する効果を最大化するために、建設時においては可能な限り建築資材や建設工事の地元優先調達に努め、運営時には I R 内で消費する食材や資材に「地元調達率」を、雇用面では「地元雇用率」を設定するなどして、県内の隅々までその恩恵が行きわたる仕組みの構築を I R 事業者に求めてまいります。

また、訪問する多くの観光客を施設内に囲い込むのでは無く、I R を広域観光のハブとして位置づけ、県内外の観光地に送り出す新たな人の流れを生み出すことが重要だと考えております。

I R 整備法においても、国内における観光旅行を促進する目的で、I R 内に送客施設の設置が義務づけられているところです。

本県でも、I R に訪れる多くの観光客を、この送客施設を通じて、県内であれば、高野・熊野、白浜などをはじめとする各観光地に送り出し、観光客を増やす仕組みを設けてまいります。

加えて、I R 施設内での消費額に応じて貯まるポイントを、I R 施設外で使用できるクーポンとして利用し、訪れる各地域で使っていただけるようにするなど県内各観光地を訪れるインセンティブを与える手法についても検討してまいります。

(平成 30 年 9 月 21 日)

【雑賀光夫議員 質問 (日本共産党県議団)】

ギャンブル依存症の実態もわからないのに、「カジノによって増える心配がない」とどうして断言できるのか。

和歌山県 I R 基本構想で示されたカジノ入場者や売上高の試算はトーマツ独自のノウハウ・知見で行ったというが、I R 誘致により和歌山を元気にするという知事の発言は、トーマツにお任せの試算が根拠なのか。

【知事答弁】

現在の日本におけるギャンブル依存症は既存の公営競技やパチンコを原因として発生しており、そういう意味ではギャンブル等依存症と言わないといけないのですが、今後本県においても、この依存症対策を進めていくことは重要であると思っております。

I Rによって、あるいはカジノによって、依存症が増えるかどうかということについては、I Rの制度の問題であります。従って、別にインチキなことを言っているわけではない、ということをよくお分かりだと思えます。

今般成立したI R整備法には、「マイナンバーカードを必ず提示せよ」、「入場回数制限もかける」、「高額の入場料の設定をする」、「本人・家族申告による入場制限措置がある」、「現金を持って来ないと入れてあげない」、「クレジットカードの使用は禁止する」、「現金引き出し機の設置は禁止する」という、既存の公営競技やパチンコにはない、重層的で多段階的な厳しい規制が設けられているところであります。

こういうえらい厳しい規制ができたというのは、考えてみたら、「制度如何によっては和歌山県は外国人専用でいくぞ」と宣言したことも、ちょっと影響を与えたかなと思っているところでございます。

加えて、さらに想像力をたくましくして、弊害を除去する策として、本県独自の「I Rカード」導入による破産リスクを排除する仕組みを事業者に求めることによって、論理的に考えればカジノ施設を起因とするギャンブル依存症については防ぐことが出来ると思うわけでございます。「そうでない」と言うのなら、その論理性を議論しないといけないということではないかと思えます。

誰でも、いつでも、何回でも、どんな対応でも楽しめるというのが、他のギャンブル等であろうかと思いますが、これとは全く違うわけでございます。従ってI Rについては、あんまり既存の概念で決めつけしないで、あるいは思い込みで決めつけしないで、説明をちゃんと聞いて、本当にそうかどうか考えれば分かるのではないかなと思うわけであります。特に、雑賀議員におかれましては、元先生をやっておられました。立派な先生は多分、既成概念にとらわれなくて、決めつけなくて、自分で考えて、「ほんまかいな」と考えて、「よく考えてやんなさいよ」というふうに言っておられたと思いますので、そういう雑賀議員に置かれましては、このことはよくご理解いただけるのではないかなと思えます。

次の問題でございますが、監査法人トーマツが行ったカジノ施設の入場者や売上高の試算方法については、その詳細を県は承知しておりますが、それは企業独自のノウハウとか知見に関わるところもありますから、全部を明らかにすることは出来ません。

また、「なんでこんなことを」という中にI Rなども雑賀議員は言われると思えます。「他はちゃんとやっているのに、なんでこんなものに手を出すんですか」と。これはやっぱり、この議会で申し上げましたとおり、今のままでいけると思ったら、かなり先が難しくなってくる。新しい要素も足していかないとなかなかいけないので、弊害がとつてもあるというのならともかく、そうでなければ、ちゃんと挑戦をしていこうということではないかと思えます。

I R誘致によりもたらされる経済効果、雇用効果がこれまでにない規模となることは、シンガポールやなんかで先進的な成功事例を見れば分かることであります。

例えば2010年に2つのI Rが開業したシンガポールでは、開業前後を比較すると、これは前の年と次の年とでございますが、観光客数が約1.4倍、観光収入にあつては約1.8倍まで増加し、開業に伴う22,000人の直接雇用を創出したという事実があります。

加えて、先般実施したRFI、これは投資意向調査ですが、和歌山県I R基本構想で示した投資規模2,800億円、経済波及効果約3,000億円を超える規模の計画も出したいと言っているところもありまして、別に本県は根拠のないことを言っているわけではなくて、本県の構想は十分に合理的で実現可能性のあるものだと思っております。